

就農直後の経営確立のため、経営開始資金を交付します。

経営開始資金について

交付額：1年につき165万円（経営開始から最長3年間）

交付要件 1～13までの全ての要件または14の要件を満たす必要があります。

1 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。

⇒ 青年等就農計画の内容や、面接などにより確認します。

2 独立・自営就農であること。

自ら作成した青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っている状態をいいます。

具体的には、次の要件をすべて満たすものです。

- ① 交付対象者が農地の所有権もしくは利用権を有している、または又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りていること。
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

3 青年等就農計画(認定新規就農者)の認定を受けていること。

⇒計画承認申請時までには、認定を受ける必要があります。

4 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料を添付したものが以下の基準に適合していること。

- ① 農業経営開始5年後までに農業（農業生産のほか、自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である。
※生計が成り立つ所得水準とは、個人経営で200万円以上、夫婦の場合は250万円以上。
- ② 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

5 経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負うこと。

経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。

なお、一戸一法人（原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

6 市町村が作成する地域計画の目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること。あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

⇒計画承認申請を提出するまでに、位置づけられる、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、または農地中間管理機構から農地を借り受けていることが必要です。

7 次の①から④の条件に該当していること。

- ① 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- ② 雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- ③ 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は廃止前の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- ④ 経営発展支援事業のうち通常枠、初期投資促進事業又は世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプについて補助対象事業費の上限額である 1,000 万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で 1,500 万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- ⑤ 地域農業構造転換支援事業又は新規就農者チャレンジ事業による補助金の交付を現に受けていないこと。

※生活保護や失業保険、遺族年金など、生活費を目的とした国の事業と重複受給できません。

8 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。

9 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること。

⇒世帯全体の所得を、所得証明書や確定申告書の写し等により確認します。

10 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

11 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者であること。

12 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

13 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

14 就農準備・経営開始支援事業の第7の2の(2)の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

交付の特例

1 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。

次の要件をすべて満たすものです。

- ① 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- ② 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。（夫婦それぞれの名義のものがあること。）
- ③ 夫婦共に地域計画の目標地図として位置づけられ、または位置づけられることが確実であること。

2 複数の青年就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに資金を交付する。

当該農業法人及び青年就農者それぞれが地域計画の目標地図として位置づけられ、または位置づけられることが確実であること。

交付期間中および交付終了後について ※主な事項を記載しています。

- ① 作業日誌を作成してください。（夫婦で申請する場合はそれぞれ必要です。）
- ② 適切に帳簿管理を行い、収入や支出を証明する伝票等を保管してください。
- ③ 交付期間及び交付終了後5年間、毎年7月末・1月末に、その直前の6か月の就農状況等の報告が必要です。（作業日誌、帳簿、農地の一覧、機械・施設の一覧、申告書の写しや所得証明書などを添付し、就農状況報告書を毎年2回提出していただきます。）

※期限までに提出されない場合は、交付した資金を返還いただくことになります。

- ④ 交付期間中及び交付終了後5年間は、就農状況の確認のため、関係機関による面談や、現地確認などを定期的に行います。
- ⑤ 交付期間及び交付期間終了後、年間150日、1,200時間以上2,000時間程度の営農を継続することが必要です。（面談、現地確認等により営農継続の確認を行います。）

※交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合、営農を継続しない期間分の資金を返還していただきます。

- ⑥ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加してください。
- ⑦ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努めてください。
- ⑧ アルバイト等を行った場合は、営農状況等により資金を返還いただく場合があります。また、農業所得以外の所得がある場合は、個別面談等において詳細を確認させていただきます。

国の会計検査等で不適切とされた場合は、資金を返還いただく可能性がありますので、ご注意ください。

○資金は原則、半年分毎の支払となり、交付時期は個人毎に異なります。

○毎年、年度初めから国の補助金の交付決定があるまでは、対象者へ資金を交付できません。国から市への補助金交付が決定された後に、市から対象者の方へ資金を交付します。

交付停止

- 1 交付要件を満たさなくなった場合
- 2 農業経営を中止または休止した場合
- 3 毎年7月末・1月末に、その直前の6か月の就農状況等の報告を行わなかった場合
- 4 前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えた場合
- 5 就農状況の確認等により、適切な就農を行っていないと市が判断した場合

など

⇒ 計画の達成に必要な農業経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農産物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間 150 日かつ年間 1,200 時間）未満である場合、市から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取り組みを行わない場合 など

返還

- 1 交付停止事項に該当した時点がすでに交付した資金の対象期間中である場合（月単位で返還）
- 2 虚偽の申請を行った場合（経営開始資金の全額を返還）
- 3 経営開始資金の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合

など

☆資金は原則、一括で返還となります。

（例：3 年分を返還する場合、495 万円を一括返還）

就農状況報告を期日までに提出されない場合や、離農した場合、要件を満たさなくなった場合などの返還事例が発生していますので、ご注意ください。

その他

資金の交付を受けた方は、原則として自らが所得税の確定申告を行う必要があります。